

みんなで支え合う

国民健康保険



人間ドック検診を受ける予定のみなさんへ

日野町国民健康保険(国保)に加入されているみなさんの健康づくりを応援するため、人間ドック検診にかかった費用の一部を補助しています。

●補助対象者

- 次のすべてに該当する方
- ・日野町国民健康保険被保険者
- ・年齢が35歳以上75歳未満
- ・日野町国民健康保険税を滞納していないこと
- ・提出された検査結果を町が特定健康調査の結果として活用することに承諾していただけること

●補助額

人間ドック基本検査項目(脳ドック等オプションとなる項目を除く)に要した費用の2分の1の額

※上限2万円。

※補助金の交付は年度中ひとりにつき1回。

●手続き方法

補助を希望される方は、事前に検診の日を連絡してください。

検診後、次のものを持参し、住民課保険年金担当で申請してください。

- ・印鑑(スタンプ式でないもの)
- ・国民健康保険被保険者証
- ・人間ドックに要した費用の領収書
- ・人間ドック検診結果票
- ・振込先の金融機関名・口座番号のわかるもの

人間ドック検診やパートなど勤務先の健康診断を受けた方で、項目などが要件を満たす場合は特定健康調査を受診されたものとみなすことができます。健診結果と質問票兼同意書をご提出ください。

健診を受診し、健康管理に努めましょう。

※特定健康検査

保険者(国民健康保険)が実施する健診。受診対象者には受診券や質問票兼同意書を送付しています。



◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当

☎6571

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料の納付が困難な場合はご相談ください!

国民年金には、経済的な理由で保険料を納めることが困難な場合に、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

平成26年4月から法律改正された、申請月の2年1か月前までさかのぼって申請できるようになりました。

①保険料申請免除

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の全額または一部が免除されます。承認期間は、原則として7月から翌年6月までです。

※保険料の一部が免除(4分の1免除、半額免除、4分の3免除)になる方は、免除に該当しなかった部分の保険料を納付しなければ未納と同じ扱いになります。

②若年者納付猶予

30歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の全額免除または若年者納付猶予を希望された方は、申請手続きが不要です。(退職や被災等の特別な事情で承認された場合や世帯構成等に変更があつた場合には、改めて申請手続きが必要です。)

合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。承認期間は、原則として7月から翌年6月までです。

③学生納付特例

学生の方で、本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。承認期間は、原則として4月から翌年3月までです。

平成25年度に保険料の全額免除または若年者納付猶予された方で、申請時に平成26年度以降も引き続き全額免除または若年者納付猶予を希望された方は、申請手続きが不要です。(退職や被災等の特別な事情で承認された場合や世帯構成等に変更があつた場合には、改めて申請手続きが必要です。)

*申請の手続きには、年金手帳・印鑑(スタンプ式でないもの)をご持参ください。なお、会社等を退職された方は、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証を、学生納付特例を申請される方は学生証を併せてお持ちください。



◆問い合わせ先 草津年金事務所 国民年金課 ☎077-567-2220 お客様相談室 ☎077-567-1311
住民課 保険年金担当 ☎6571